

県有地（一般貸付地）パトロール実施要領

（平成 31 年 3 月 19 日総務部管財課長決裁）

沖縄県有地管理处分等業務委託契約（以下「業務委託契約」という。）に係る県有地（一般貸付地）のパトロール業務（以下「パトロール」という。）については、この要領に定めるところにより実施するものとする。

1 パトロール年間計画

- (1) 業務委託契約の受託者（以下「受託者」という。）は、沖縄県総務部管財課（以下「県」という。）が作成する「パトロール年間計画書」（別紙 1）に基づき計画的にパトロールを実施することとする。
- (2) 「パトロール年間計画書」（別紙 1）を変更する必要がある場合は、県と受託者において協議することとする。

2 パトロールにおける確認事項

- (1) 受託者は、パトロールにおいて次のことを確認することとする。
 - ア 用途の状況（住宅、貸住宅、店舗等について表札、看板等の確認）
 - イ 建物又は工作物の状況（増改築、新築の有無等の確認）
 - ウ 隣接地の状況（異常、危険の有無等の確認）

3 パトロールの実施等

- (1) パトロール実施計画書の提出
 - ア 受託者は、パトロール実施日の 7 日前までに「県有地パトロール実施計画書について」（別紙 2）を県に提出し、県から必要な指示を受けることとする。
 - イ 受託者は、「県有地パトロール実施計画書について」（別紙 2）を県に提出する際、県のシステム（「総務部管財課財産管理班 Access」）により作成する「パトロール報告書」（別紙 3）を添付することとする。
- (2) パトロールの実施及び記録等
 - ア 受託者は、県有地（一般貸付地）一件ごとに上記 2 の確認事項についてパトロールを実施することとする。
 - イ 受託者は、上記 2 の確認事項について「県有地パトロール報告書」（別紙 4）により記録（確認事項の状況写真を含む）することとする。
 - ウ 確認事項の状況写真は、用途、建物等の状況が把握できるよう近景及び遠景等で撮影することとする。
 - エ 受託者は、パトロール実施中、緊急対応を要すると判断される異常等を発見したときは、速やかに県に報告することとする。

4 パトロール実施結果の報告

- (1) 受託者は、上記3に基づくパトロールについて「県有地パトロール報告書」（別紙4）を作成し、「県有地パトロール実施報告書について」（別紙5）により、パトロール終了後7日以内に県へ提出することとする。「県有地パトロール報告書」（別紙4）については電子データも提出することとする。
- (2) 「県有地パトロール報告書」（別紙4）は、総務部管財課財産管理班のシステム（「土地貸付管理システム」）を使用して作成することとする。

5 その他

本要領に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、業務受託者と県で協議することとする。